

名古屋市犯罪被害者等日常生活支援（ホームヘルプサービス）

実施要綱に基づく、サービス提供事業者協定について

名古屋市犯罪被害者等日常生活支援（ホームヘルプサービス）業務委託について、名古屋市を甲とし、受託者を乙として、甲乙間において次の条項に関して合意し、協定を締結する。

これを証するため本書 2 通を作成し、各自記名押印の上、それぞれ 1 通を所持するものとする。

年 月 日

甲 名古屋市中区三の丸 3 丁目 1 番 1 号

名古屋市長 河村 たかし

乙

名古屋市（以下「甲」という）と（以下「乙」という）
とは、甲乙両当事者において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 名古屋市犯罪被害者等日常生活支援（ホームヘルプサービス）は、犯罪行為により日常生活に支障を来した犯罪被害者等（以下、利用者という）に対して、家事・育児・介護を行うヘルパーを派遣することにより、日常生活の安定を図ることを目的としており、犯罪被害発生後、利用者の申請によりすみやかにサービスを提供するため、甲乙間において業務委託内容につき事前に協定を結ぶもの。

なお、乙がサービス提供事業者として利用者から指定を受けたときに甲乙間において契約を締結するものとする。

（実施するサービスについて）

第2条 利用者がサービスを提供する事業者として乙を指定した場合において、甲は、乙に対して、次のとおり名古屋市犯罪被害者等日常生活支援（ホームヘルプサービス）を委託し、乙はこれを受託するものとする。

（1）サービスの内容

- ア 調理、洗濯、掃除、買い物などの家事
- イ 乳幼児及び小学校に就学中の児童の保育
- ウ 食事、排泄、入浴などの介護や通院介助

（2）契約金額

サービス内容に前号ウに規定するサービスを含む利用者は1時間あたり4,350円（消費税等別）、前号ウに規定するサービス内容含まないサービスの利用者は1時間あたり2,460円（消費税等別）とする。

外出に伴うヘルパーの交通費や品物の購入代金等は利用者の負担とする。

（協定の変更及び疑義の解明）

第3条 この協定を変更しようとするとき、またはこの協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

（協定の効力）

第4条 この協定は、協定締結日から翌年3月末日まで有効とする。